


監 査 報 告 書


一般社団法人日本国際学生技術研修協会

理事長 太田 勝敏 様

令和 2 年 5 月 21 日

一般社団法人日本国際学生技術研修協会

監 事 古川 依子 

監 事 渡辺 博司 

私たち監事は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲読し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 付記: 新型コロナウイルス禍の影響に関して

- 一 定款の第 13 条 2 項は、「定時総会は、毎事業年度終了後 2 か月以内に開催する。」としていますが、現時点でそのような日程となっていません。新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるもので、定款にはこのような事態を想定した定めはありません。内閣府は、期日までに行政庁への書類提出を要す公益法人に関し、「やむを得ない事由による場合は状況を斟酌して対応する」としています。これを援用しつつも、速やかな定時総会開催を求めます。
- 二 定款の第 37 条は、事業計画書及び収支予算書が理事会の決議を経るのを事業年度開始前日までとしています。第 32 回理事会の開催が延期され、5 月 17 日となったため、これに抵触していたことを指摘いたします。

以 上